

観 参 第 3 3 4 号
令和8年7月16日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

訪日外国人旅行者向け臨時営業区域にかかる特例措置の設定について

標記について、令和8年7月16日付け、物流・自動車局旅客課長より別添のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対して周知方
よろしく申し上げます。